

只木ゼミ前期第3問検察反対尋問レジュメ

文責:4班

I. 反対尋問

- 5 1. 弁護側は1頁25行目のB-3説の理由において、現実的危険性の理由が明らかでないため妥当でないとしている一方で、本問の検討で現実的危険性を実行行為の認定に際して使用している。弁護側の立場では、実行行為の認定を別の理論を用いて行ったほうがよいのではないか。
- 10 2. B-1説を用いた場合、構成要件における実行行為が開始されたかどうかはどのようにして認定するのか。
3. 2頁2行目で「行為者の認識した行為の危険性」と述べているにもかかわらず、因果関係の認識必要説につながる理由は何か。
4. 2頁34行目以降で、ガソリン散布時の実行の着手を検討したのはなぜか。
- 15 5. 過失致死罪の検討で、乙は火災現場に放置された人の危険に気づき適切な対応をすべきとしているのであれば、殺人罪の故意を阻却できないのではないか。

以上